

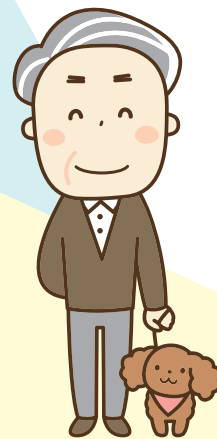
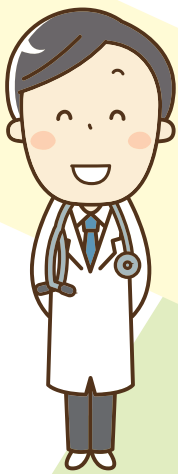
袋井市

概要版

長寿しあわせ計画

第10次袋井市高齢者保健福祉計画
第9期袋井市介護保険事業計画

計画期間:令和6年度～令和8年度



令和6年3月

袋井市

1 計画策定の背景と趣旨

総人口や現役世代が減少に転じ、医療や介護の担い手の減少と高齢化が同時に進行していく中で、高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者や医療・介護のニーズを有する高齢者、日常生活の困りごとを抱える高齢者は増加し、必要なサービス需要は多様化することが予想されます。

このため、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」を推進し、地域や関係機関が一丸となって高齢者ケアの各施策に取り組んでいます。

これまでの取組を継承、発展し、地域包括ケアシステムのさらなる充実と、高齢者を含む本市に住む全ての人々がともに豊かにいきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指し、『袋井市長寿しあわせ計画（第10次袋井市高齢者保健福祉計画・第9期袋井市介護保険事業計画）』（以下、「本計画」）を策定します。



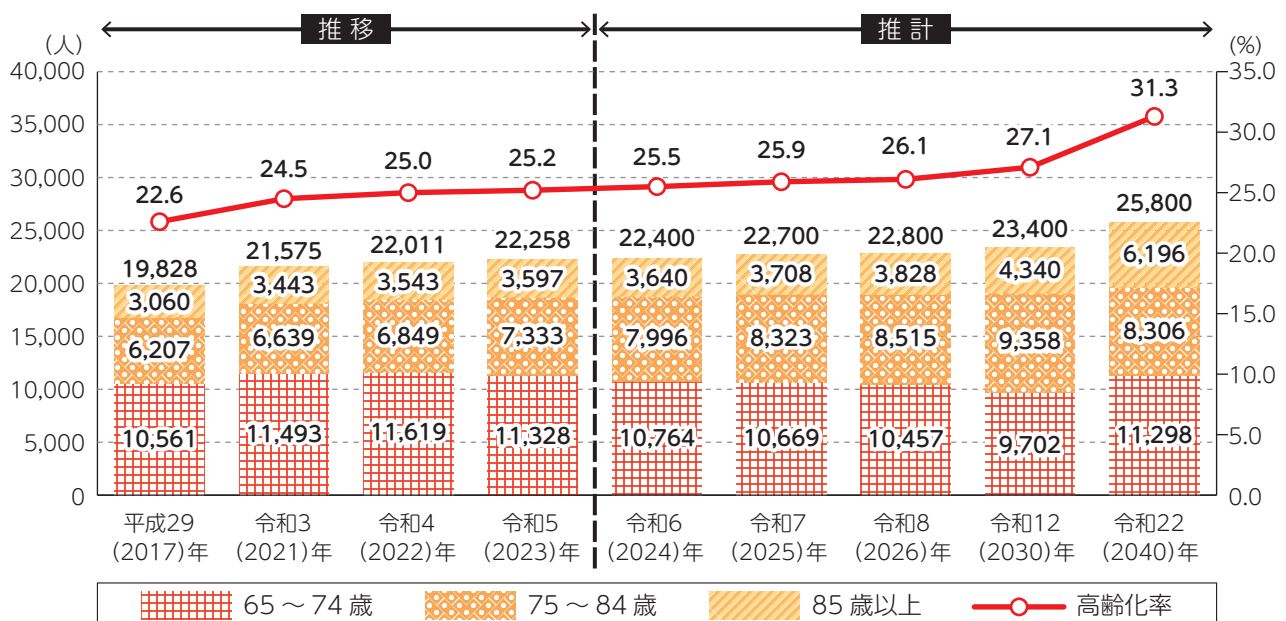
2 計画の位置づけと期間

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく『高齢者保健福祉計画』及び介護保険法第117条の規定に基づく『介護保険事業計画』を一体的に策定するもので、計画の対象期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とし、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムが持続的・安定的に展開されるためのサービス基盤の整備等、中長期的な視野に立った取組の方向性を見定め、本計画の施策へと反映させています。

3 高齢者を取り巻く現状と将来の姿

高齢者人口・高齢化率の推移と推計

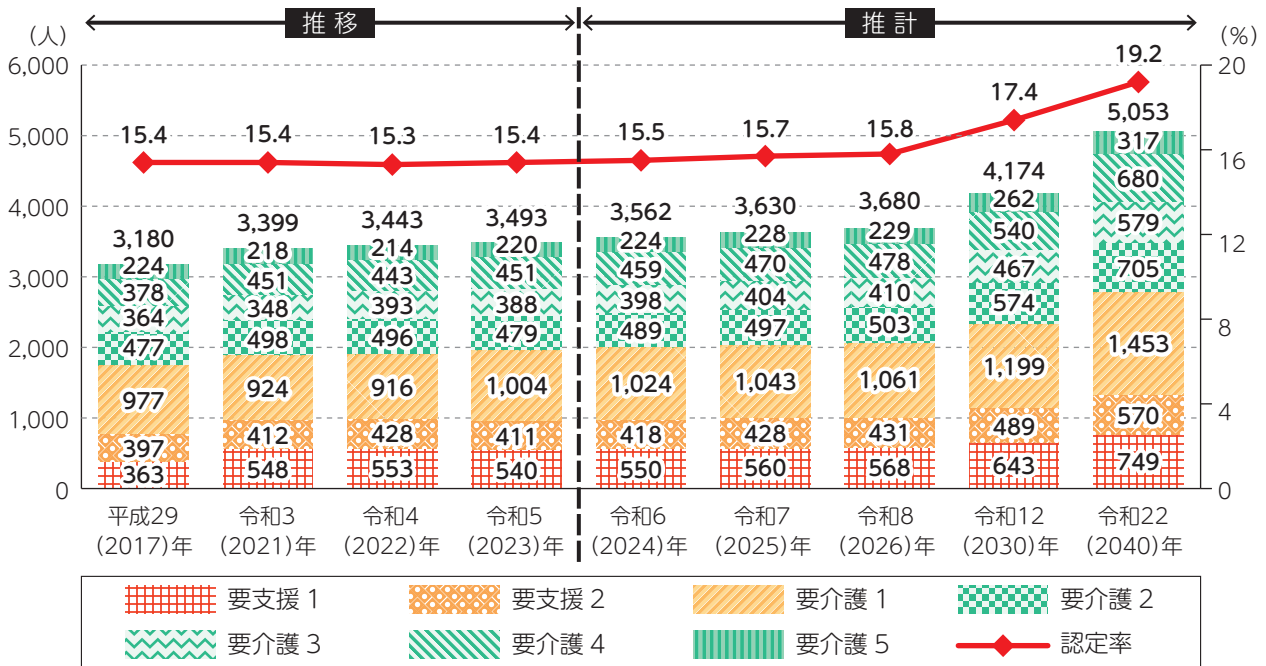
本市の高齢者人口をみると、85歳以上は令和6年以降増加し続ける見込みで、令和5年と比べ令和22年には85歳以上高齢者数が約1.7倍増加する見込みです。



資料：実績値…袋井市人口・世帯数の推移(各年4月1日現在) 推計値…袋井市総合計画を参照(各年4月1日現在)

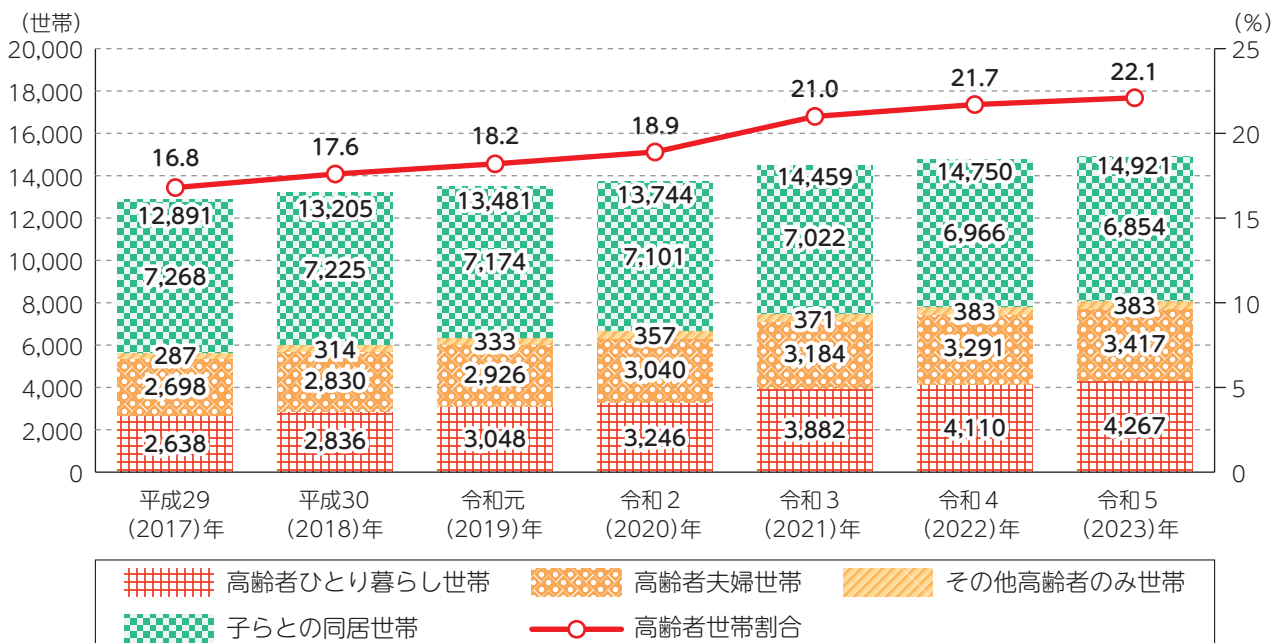
要支援・要介護認定者数と認定率の推移と推計

令和6年以降、認定者数認定率共に増加の見込みで特に要支援や要介護1の介護度の低い認定者数の増加が見込まれます。



各高齢者世帯数の推移と割合

本市の高齢者世帯数は年々増加しており、総世帯数に対する割合も増加傾向にあります。平成30年以降は高齢者ひとり暮らし世帯が高齢者夫婦のみ世帯数を上回り、子らとの同居世帯は減少し続けています。



4 計画の基本理念

全ての高齢者が尊重され、住み慣れた地域で、
健やかに自分らしく暮らせる長寿社会を築きます

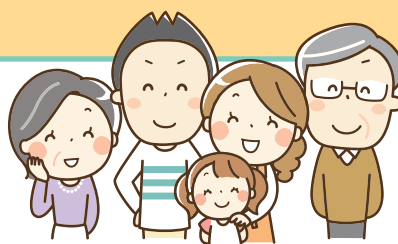
「長寿しあわせ計画」は、本市に暮らす全ての高齢者がしあわせに暮らしていくための保健・医療・介護・福祉を総合した計画です。

本計画では、より高齢化が進行することを踏まえ、市民自らが積極的に健康づくりや生きがいづくりに取り組み、高齢者一人ひとりが、いつまでも健康で自らの能力を発揮し、活動的な毎日を送ることができるよう、健康寿命の延伸にむけた健康増進や健康生活を切れ目なく支える仕組みづくりを推進していきます。

さらに、介護が必要になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して必要なケアを受けることができ、誰ひとり取り残されず、価値観や生き方が尊重される自分らしい人生を送ることができるよう、地域住民や事業者、地域社会、行政などが一体となってそれぞれの役割に応じて、共に支え合い、心が通い合う長寿社会を構築していきます。

5 施策の体系

基本目標



1

元気でいきいきと暮らせる
健康長寿社会の実現

- 1 健康寿命の延伸 ～健康づくり、自立支援、介護予防・重度化防止

2

共に支え合い、地域で安心して
生活できる社会の実現

- 1 地域共生社会の実現
- 2 認知症施策の推進
- 3 在宅医療・介護連携の推進

3

安心な生活を支援するための
介護保険制度の推進

- 1 介護保険事業の円滑な実施

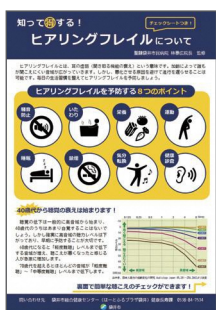
【基本目標】 ① 元気でいきいきと暮らせる健康長寿社会の実現

【施策の方向性】 1 健康寿命の延伸～健康づくり、自立支援、介護予防・重度化防止～

取組事項・施策	1 健康づくりの推進	働く世代からの健康づくりの推進、望ましい食習慣の普及と定着、ヒアリングフレイル（聴覚の衰え）の予防、検（健）診と重症化予防の推進 等
	2 生きがいつくり・社会参加	ふれあい・いきいきサロン活動の推進支援、社会活動の参加支援、介護支援ボランティア活動推進、シニアクラブ活動支援等
	3 介護予防の推進	保健事業と介護予防の一体的取組、自ら取組む介護予防、介護予防・生活支援サービス（総合事業）の充実
	4 地域リハビリテーションの推進	予防期におけるリハビリテーション、急性期・回復期におけるリハビリテーション、生活期におけるリハビリテーション

高齢になっても地域社会において役割を担い、生きがいを持って、自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護予防やボランティア活動、就労等による社会参加や生きがいつくりを促進します。

また、地域における保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与、働く世代からの地域住民や事業者等への健康づくり・自立支援・介護予防に関する普及啓発を推進するとともに、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から、適切な医療サービス等へつなげ、介護予防・疾病予防・重度化防止を促進します。



ヒアリングフレイルについて (チラシ)



みんなのよみち保健室



介護支援ボランティア

【基本目標】 ② 共に支え合い、地域で安心して生活できる社会の実現

【施策の方向性】 1 地域共生社会の実現

取組事項・施策	1 地域包括ケアシステムの充実	総合相談窓口の充実、障がいのある高齢者などへの支援、地域包括支援センターの運営・機能強化
	2 支え合う仕組みの構築・ネットワークの充実	地域の支え合い活動の推進、居場所づくり、見守りネットワークの推進
	3 在宅生活への支援	在宅福祉サービス、通院・外出支援（付き添い）サービス、高齢者短期入所事業
	4 安全・安心の確保	権利擁護と虐待防止、高齢者緊急通報システムの機器貸与、救急医療情報キットの配布、災害や感染症への対策 等

高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を送ることができるよう、生活支援コーディネーターや協議体が中心となって、地域の方々、社会福祉協議会や市、地域包括支援センター等と連携し、地域のニーズに応じて新たに介護予防や生活支援を担う団体や元気な高齢者の参加を促進し人材の育成に取り組めます。

また、増加する高齢者のニーズに応じて、医療・介護・生活支援などの必要なサービスを包括的かつ継続的に提供できるよう、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターの一層の機能強化を図っていきます。



地域包括支援センター



住民主体の居場所



緊急医療情報キット

【施策の方向性】2 認知症施策の推進

取組事項・施策	1 認知症に対する正しい理解の促進	認知症サポーター養成講座 等
	2 認知症予防の推進	認知症予防のための取組、通いの場づくり
	3 相談・支援体制の充実	認知症ケアパスの活用、認知症初期集中支援チーム、若年性認知症への支援
	4 地域で支え合い、ともに暮らす社会の実現	オレンジカフェの推進、チームオレンジの充実、はいかいSOSネットワークの充実、個人賠償責任保険の推進

「認知症施策推進大綱」及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症施策のさらなる充実に努め、認知症に対する正しい知識の普及・啓発に取り組むとともに、早期発見・早期対応、相談支援体制の充実や、認知症の方が安心して社会参加ができる仕組みづくり等、認知症の方やその家族の視点を重視した取組を推進し、地域共生社会として、認知症の方が地域の一員として、地域で支え合い、ともに暮らす社会の実現を目指します。



通いの場における認知症予防健康教室



認知症セルフチェックシート



オレンジカフェ

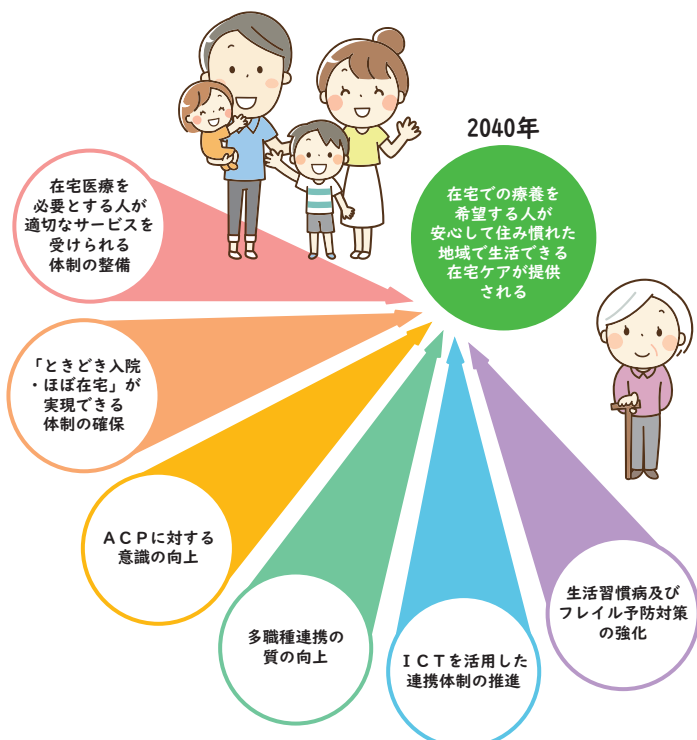
【施策の方向性】3 在宅医療・介護連携の推進

取組事項・施策	1 多職種・多機関の連携推進	認知症サポーター養成、在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討、医療・介護関係者の情報共有の支援、医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発 等
	2 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の推進	在宅医療体制の充実、地域連携による医療・介護サービスの提供、地域の医療・介護の資源の把握（医療・介護マップの活用） 等

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療と介護に関わる多職種が相互の理解や情報を共有して、連携が求められる「日常の療養支援」、「入退院支援」、「急変時の対応」、「看取り」の4つの場面における連携を円滑にし、在宅医療と介護を支える多職種連携を推進していくとともに、市民や地域の関係者と在宅医療と介護での目指すべき姿について共有し進めていくことにより、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を推進していきます。



こころのノート



【基本目標】 ③ 安心な生活を支援するための介護保険制度の推進

【施策の方向性】 1 介護保険事業の円滑な実施

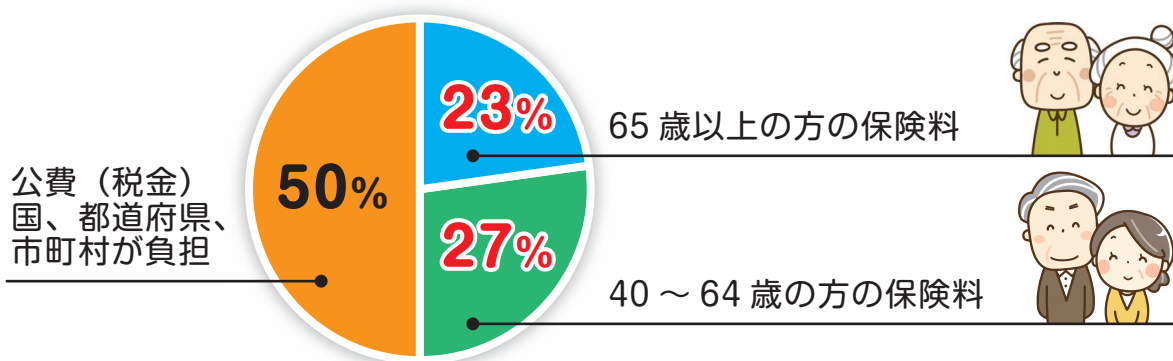
取組事項・施策	1 介護サービス事業の推進	居宅サービス、地域密着型サービス（居宅）、施設・居住系サービス
	2 介護サービスの質の確保	介護給付適正化事業、サービスの質の向上に向けた取組、円滑な事業運営に向けた取組
	3 介護人材の確保	介護人材の確保

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で高齢者が安心して日常生活を続けるために、高齢者の状況や地域を取り巻く環境等に対応したサービス提供体制を整えていきます。また、今後、高齢化が進む中でも介護保険事業を円滑に実施し、介護サービスを継続して提供できるように介護サービスを確保するとともに、介護サービスの質の向上を目指します。

6 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料

介護保険事業に必要なサービスに要する費用は、サービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費で負担します。

介護給付費の財源内訳



7 介護サービス等に係る費用の見込み

今後の介護（予防）サービスの給付費の見込額は次のとおりです。

単位：千円

区分		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
保険給付費	居宅サービス	2,461,149	2,556,349	2,663,349
	地域密着型サービス	684,899	705,000	719,110
	施設サービス	2,223,509	2,277,219	2,327,590
	介護予防サービス	148,789	153,003	158,352
	地域密着型介護予防サービス	22,264	22,292	22,292
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業	202,031	199,854	198,124
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	98,387	100,258	100,258
	包括的支援事業（社会保障充実分）	57,588	57,613	57,613

8 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、所得段階に応じて異なります。本市では、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を所得段階に応じて14段階に分け、次のとおり定めます。

所得段階別の保険料

所得段階	対象者要件	負担割合	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方 	0.455 (0.285)	31,100 (19,400)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の方	0.685 (0.485)	46,800 (33,100)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方	0.69 (0.685)	47,100 (46,800)
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる方で、本人の課税年金等収入額+合計所得金額が80万円以下の方	0.9	61,500
第5段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる方で、本人の課税年金等収入額+合計所得金額が80万円を超える方	1.0	68,400
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.2	82,000
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	88,900
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	102,600
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	116,200
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	129,900
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	143,600
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	157,300
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	2.4	164,100
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	2.6	177,800

※合計所得金額①(第6～第14段階)

収入金額から必要経費に相当する額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額の合計のことで、所得控除(扶養控除、医療費控除等)や、損失の繰越控除をする前の金額です。なお、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、その額を控除した後の金額です。

※合計所得金額②(第1～第5段階)

合計所得金額①から、年金収入に係る所得を控除した後の金額です。

※()は公費による保険料軽減後の負担割合・年額保険料になります。

袋井市 長寿しあわせ計画(第10次袋井市高齢者保健福祉計画・第9期袋井市介護保険事業計画)

発行:袋井市

【総合健康センター 健康長寿課】

住所:〒437-0061 静岡県袋井市久能2515 番地の1
電話:0538-84-7534

【市民生活部 保険課】

住所:〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1
電話:0538-44-3152